

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

時間前ですけれども、出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第八回））案を議題とします。

これから質疑を行います。奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

専決処分の報告第一号について二、三質問いたします。成人式を延期したということで、その協力金を出席申込者に支給するという事なんですけれども、実行委員会制度を取って成人式は運営されていると。今回の延期で、大変楽しみにしていた新成人もいっぱいいたかと思います。延期になって大変残念だと思います。その点については大変同情いたしますけれども、この延期に至った経緯について伺います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員の今の質疑に対してお答えいたします。残念ながら昨年八月に今年度の成人式、全国各地でコロナが感染拡大しているということで、断腸の思いで今年の一月上旬に延期したわけでございます。

役場は御用納めをしたのは十二月二十八日で、一年の締めくくりで、このコロナ禍の中で職員はよく頑張ったということで、慰労の言葉をして休みに入ったわけです。その夜に、私の携帯に黒石高校の、その当時は弘前管内ということで学校は出ていませんでしたけれども、今でしたら黒石高校というお話をしてよかろうと、そう思います。羽賀教育長から夕方六時に、黒石高校のクラスターの中に藤崎の学生が一人感染者が出たということで、次の日、臨時的にコロナ対策の課長会議、対策本部会議を実施いたしました。その前段で、副町長、そして教育長、担当課もひっくるめて、年を越えての一月十一日開催の成人式をどういう形にしようかという話合いをしたところでございます。その中では一致して、無理してやって、式典の後に久々に集まるその同窓の皆さんが会食でもして、一人でもコロナ感染を出したら町としての責任問題もあるということで、断腸の思いで、年を越えて今年の八月にするということを決めたところでございます。

年末ぎりぎりの話合いをもつての決断でございましたので、着付け、美容室あるいは写真等々、貸衣裳等々、様々その成人者の人たちはお互いの責任で申込みして、恐らく手配しているだろうということで、四日から年度初めの仕事に入りますけれども、その四日以降に成人式を迎える皆さんに再度延期の案内をしては、非常に混乱を来すということで、年内に速達で再度延期の協力要請をしたところでございます。その中で、その担当の者、教育長あるいは副町長から様々な意見が出ましたけれども、近隣であれば鶴田町。鶴田町は女性の成人の協力者に十万円、男性は三万円。それを提案した中でいろいろ協議しましたけれども、ではそれに落ち着いて、混乱のないように、出席する、そしてまた出席申込みして再度延期に協力した人に自粛協力金ということで、そのような対応をしたところでございます。

申請した件数については、私はまだ生涯学習課長からまだ報告を受けておりませんので、その辺は歳出で何とか担当課長にお聞きいただきたいと思います。

そういう思いで、八月には万全の体制を整えて、令和三年度に成人を迎える人と日時はずらして、あるいは同じ日の

午前、午後になるかもしれませんが。その辺は早い時期に検討して、おのこのの実行委員会の皆さんにその体制に対しての協力要請をしたいと、そう思っているところでございます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

金額が十万円と三万円ということでしたけれども、鶴田町の例に倣ったという答弁でしたけれども、近隣の町村に倣うというよりも、やはり藤崎町独自の方針を示すべきだと思います。近隣の町村でいけば、田舎館村は上限五万円と聞きましたけれども、女性の方で五万円で、男性がちょっと忘れましてけれども、たしか半額の、あるいは上限五万円という決定の仕方をしたみたいですが、藤崎らしい独自の決め方を、考え方を示してほしかったなという気がします。

コロナ禍の中で、飲食店の人が営業不振で、お客さんが来なくて大変苦勞していると思います。そういう町民の方もいますし、小学校、中学校も学校が休みになったり、修学旅行が延びたり、町民の皆さん、コロナ中でいろいろ不便な思いもしていると思います。そういう中で今回の成人式の協力金ということで、十万円と三万円を支給すると。財政は限られていると思います。国から手当されるからといって大盤振る舞いしても駄目だと思います。皆国民の税金でありますし、その辺の考え方について再度伺います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

あくまでも鶴田は参考にさせていただきただけでして、そのときの近隣市町村の再度延期についての例えば自粛協力

金とかは、まだ藤崎が一番判断が早かったので、その田舎館とかは後から年が明けてから決めたみたいでございまして、その辺は独自の判断でしたという考え方に基づいてその協力金は決定したところでもございます。あくまでも鶴田町の件は参考ということでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。町長が言ったことの追加といえますか、私から一言説明いたしますけれども、あくまでも鶴田のキャンセル料については、町長が答弁した参考で考えておりました。我々生涯学習課は、レンタル料、いわゆる貸衣装ですね。これについて、実行委員さんが利用する店、あるいは友達が利用したという店、この辺の周辺の店に調査した結果です。平均レンタル料、男性は三万八千三百三十三円、女性は十三万一千六百六十七円になってございます。これをキャンセルが出た場合の負担ということ、十二月二十九日に決定したので、二週間を切ってございます、藤崎町は。店舗によっては若干違うんですけども、三十日前が八〇%のキャンセル料、二週間以内ですと一〇〇%の税額という負担が生じます。店によっては、半額という店もございます。それらを平均すれば、男性が三万一千六百六十七円、女性が十万八千三百三十三円という金額になります。それから、レンタル料のほかに、例えば男性だとスーツで参加するという設定の人。ワイシャツやネクタイあるいはベルト、靴、こういうのが購入されるケース。あるいは女性も着物でなくてスーツでいくという方。ワイシャツやベルト、靴など、こういうのも自己負担で想定されます。これらを踏まえて、協力金の金額の設定につきましては、参加予定者や保護者の皆さんには何らかのご負担等が生じたものと総合的に判断し、男性、女性のキャンセル料の平均、端数を切り捨てた金額、男性でいけば三万円、女性でいけば十万円、これで金額設定したものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今、鶴田町のことを例に挙げていましたが、私の記憶だと鶴田町も含めて近隣の市町村は上限を設定していたと思います。貸衣裳に関わるそのキャンセル料が発生した人に上限、例えば男性三万円、女性十万円というふうにやっていたと私は記憶しています。藤崎町のように自粛協力金として出席予定者だった新成人全てに一律男性三万円、女性十万円というのは、私は記憶ないんですが、実際にキャンセル料が発生した人は大変助かったと思います。ありがたかったと思います。しかしながら、自前の服で出ようと思っていた人にも三万円なり十万円なりが渡ったわけで、その若者はどう思っただろうと。お金が手元に来てうれしくない人はいないと思うんですが、果たしてこの財源は何だろうと。そうすると、これは税金だ。税金というのはこういう使われ方をするのかと疑問に思った若者も少なからずいたと思います。もし私が新成人であれば、そう思いました。それによって、政治に対して若干でも不信感を持ったり、あるいは失望したかもしれませぬ。この点を主権者教育という観点から町長にお聞きしたいと思います。選挙権が十八歳以上に下げられてから盛んに主権者教育が言われているわけですけれども、今回のこの件に対して主権者教育という観点から町長に見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員がご指摘されたお話は、一理も二理もある話だと、私はいいお話だと、そう思って今聞かせていただきました。ただ、二十八日に御用納めをやった次の日、担当者、もちろん三役がそろっての協議の中で、これは教育委

員会の中での話を、羽賀教育長から提案された話をちょっと皆さんにお聞かせしたいと思います。

全ての成人の方がもう参画したいのはやまやまでございます。ただ、このコロナ禍の中で、一旦冷静に考えて、皆さんとお会いしたいのはやまやまだけれども、自らの判断で自粛した成人の方もありました。しかしながら、久々に集まって、八月にあるものが数か月延びて一月に開催ということで、心待ちにしていた成人の方もたくさんあったろうと、そう思っているところでございます。

その二十九日の朝のお話の中で、町の教育委員会の中から、例えばレンタルしてあるいは髪結い、写真ももう注文した、発注した方もあろうと。ただ、自分の着物あるいは自分のスーツですけれども、成人式のために買った人もあると。では、買った人には全くゼロでいいのかという議論が教育委員会の中であつたようでございます。それを打合せの中で、羽賀教育長さんからそういうお話もありましたので、それでは男性が三万円、女性が十万円、これはあくまでも今回の成人式を再度延ばすための、出席した方にだけ自粛給付金ということで交付しましょうということでお話がまとまったところでございます。

もちろん多くの若い人が、成人者に限らず、例えば国の財政、町の財政にやっぱり心して様々な使用の仕方、あるいは国策であっても、県の事業であっても、あるいは市町村の事業であっても、様々な事業はたくさんあります。そういうことに関心を寄せるために、我々もやっぱり多くの若い者に国づくり、村づくりあるいはまちづくりに参画していただくための様々な石を投げる、波を立てさせる、考えさせる、そういうことは我々の使命だと思っております。ただ、今回の町の判断については様々なご意見をいただいていることも重々承知でございますが、様々な角度から早急に決定しなければ混乱を招くということで、今回の専決した形になったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

先ほど奈良岡議員もおっしゃっていましたが、国のお金であれ町のお金であれ、これは全て国民の税金です。ぜひ予算の執行に当たってはより慎重に、財政的規律をもってやっていただきたいと思います。子供は親のいうことは聞かないけれども、親のすることは見ていると言います。若者は見えています。我々大人は試されていると私は思います。答弁結構です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定しました。

日程第二、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第九回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第三、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決します。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これによって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決議しました。

日程第四、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決します。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、議案第一号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決します。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

介護保険条例、特にその中で保険料率を定める提案でありまして、現行の第七期の保険料でいくということです。介護保険の保険料についても様々な軽減措置も取られているし、さらに低所得者の軽減措置を広げるべきだとは思っておりますけれども、私がまず今回お聞きしたいのは、この一段階から九段階まで保険料がございます。この九段階というのは、前年の合計所得金額が四百万円以上の方となっております。この保険料が、あの条例によれば年間ベースで十三万八千七百二十円だと思っておりますけれども、そもそもこの四百万円以上というこれを一くくり、つまり四百万というのは勤労世帯のもう平均所得とかそういうような状況でもあります。四百万円の人と八百万、一千万ある人と同じような所得の刻みにするのは、税の応能負担といえますか、そういうものから見てどうなのかということなんですけれども、これを他市町村の中ではもっと刻みを四百万、六百万、八百万だとかそういう区分を多くしているところがありますよね。お聞きしたいのは、九段階に分けておりますけれども、それは事実今回もそうだとしたことだと思っておりますけれども、さらに所得応能負担というか、そういうのをもっと考慮すべきだと考えておりますけれども、その辺は今後検討していくんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。第八期の事業計画におきましてもこの保険料率については、第七期同様九段階ということを変える予定はございません。今議員おっしゃる所得金額をもっと細かくと、いわゆる弾力徴収というものを実施している市町村保険者もあろうかとは思いますが。当町におきましては、これまで検討というところを私ちょっと記憶はございませんが、国の基準にのっとった形で定めているものでありますが、今後の状況、いわゆる今のコロナ禍あるいは経済情勢、年金の支給の内容ですとか、そういうものを鑑みて、弾力徴収というものが必要と判断されるような状況になれば当然町としても、あるいは介護保険運営協議会にも意見を求めながら検討していくということはあるかと思いますが、現時点で第八期においては九段階ということで考えているものであります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

第八期については、提案されているのはもう九段階でやっていくということであります。ただ、三年間という期間もありますけれども、先ほど何かいわゆる上限として、先ほどの専決処分を行われた協力金、成人式中止についての協力金のときは鶴田町を参考にしておるか、そういうような言い方をされておるんであります。参考にするのであれば、いわゆる税というのは応能負担の原則もきちんとやっぱりある程度踏まえなければならないと。九段階に分かれていること自体は応能負担をそれなりに考えているんですけれども、では所得が二千万ある人と、ここでいえば四百五十万しかない人とおなじ負担だというようなことではないんだと思うんです。ですから、そういうこと、課長に言わせれば、八期はそれでやるけれども、その途中でも検討の余地を、今まで検討したことが藤崎ではないんだと思いますけれども、

九段階を十一か十二ぐらいですか、分けて実施していることもありますので、ぜひ検討ぐらいはしていただきたいなど思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、議員おっしゃるその四百万、八百万あるいは一千万、二千万、それだけの大きな所得の違いがありながらも保険料率が一緒だということに対する考え。現在、第七期でいけば第九段階の方は百七十名ほどいらっしゃるんです。その内訳のいわゆる所得金額が幾らなのかということまでは、今手元に資料がございませんが、社会情勢、あるいはこの介護保険の運営に当たって当然八期の次は九期、三年後には九期の計画もあるわけで、それらに向けてそのような検討が必要であれば、もちろん運営に係る財源の確保、そして弾力徴収ということでの応能負担というものの考え方については検討はしていく必要はあろうかと思いますが、いつどこまでということまではまだ明言いたしかねます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

これは要望というか、一段階の対象者が何人で、二段階の対象者が何人で、つまり実態的に藤崎町の状態をやっぱり我々も把握する必要があると思うんですよ。そういう資料は当然保険料を算出する段階で推定として出しているわけですので、それを議員各位にも配付していただきたいと思っているんですけれども、その点についてはどうですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

いや、検討じゃなくて、我々に保険料の賛否を問うているわけでしょう。その基礎的なデータというのは当然出してしかるべきではないですか。町長、どう思いますか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

多分、福祉課長は出す方向で検討するようなお話をしたと思っていますので、あまり熱くならないで、早急にそのような対応をさせるように指示いたします。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決します。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案の第三号についてですけれども、指定地域密着型サービス、多様なサービスがあるんだと。訪問介護から訪問看護からホームヘルパーから、様々あるんだと思いますけれども、私どもに渡された資料では、感染症対策だとか様々な内容を盛り込むためにこの基準を改正するんだという説明書も民教の常任委員会に出されているんですけれども、簡単に言えば、三、四、五、六号まで感染症対策だとか様々な対応をしていくということも含まれた内容なのかなと思っておりますけれども、課長にお聞きいたします。法令もかなりページ数も多いわけなんですけれども、簡潔に言えばどういう改正なんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。非常に長いタイトルが四件ございます。今議員がおっしゃったとおり、三号から六号までは共通した、関連した内容でございます。三号と四号につきましてはグループホーム。それから、五号と六号につきましては居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネの事業所。この二つに対してものになってございます。内容でございますけれども、介護保険関係省令の一部改正に伴ったものではあります、町内にあるグループホームや居宅介護支援事業所において感染症防止対策、それからハラスメント対策と、こういうものを推進しなければいけないというのが規定され

た内容になっております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、感染症対策だとか、あるいはまたDVといいますかハラスメント対策というか、これはこの法令では、具体的に言えばグループホームだとかはどこがそういうのをチェックしていくとなるんですか。県なんですか、町なんですか。その辺はどう我々は理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。この地域密着型事業につきましては、今議員おっしゃるチェックというところについては町が実施することになっております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決します。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決します。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号藤崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決します。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号藤崎町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決します。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決します。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号負担付き贈与の受納の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

議案の八号の負担付き贈与の受納の件、契約については賛成するつもりであります。ただ、私がお聞きしたいのは、一つは契約期間十年となっておりますんですけれども、これは現場に行ったときに七年でできないんだなというふうに私が聞いたこともあったんですけれども、いずれにしても期間十年というのは、これは無償貸付けの完全なる条件なの

か。例えば七年だとか五年だとか、そういう事例というのは県内にはあるのかないのかということをもまずお聞きしたい
と思います。調べたのかどうかも含めてです。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。まず、県内の事例でございますけれども、調べてはございません。ただ、恐らくですが、こういった
事例はなかなか県内でもなく、藤崎町が最初になるのかと考えてございます。

あと、その十年に関しましては、昨年度の公園のときも同様に十年でございます。県の指示というか、県のほうの契
約の条件として十年というのが基本として示されてございました。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

もう我々にも担当課で町長の意向を受けて苦労してつくった県に示す案というのが渡されたんですけれども、その中
でちょっとお聞きしたいのは、校舎がありますよね。この校舎があるその裏に、さらに古い校舎がありますよね。今日
は持ってこなかったんですけれども、あれは県の責任で解体するんですよね。してもらったんですか。その辺の現状、
解体してもらったと議員から指摘もされているんですけれども、その辺の現状について、現在の時点についてお聞かせ
ください。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。新しい校舎、それから今実際校舎の前にある体育館、それ以外の建物、いわゆる裏のほうは果樹冷蔵庫、それからガラス温室、これ以外は全てもう古くなってしまっていたので、県の責任でもう既に取り壊してございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

四月一日から管理するという方向が示されて、議決を受ければ、その後の段取りといたしますか、その辺はどういうふうに、とりあえず考えていらっしゃることはどういう段取りを考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。予定としましては、恐らく四月一日ぐらいに契約させていただいて、四月一日以降、町のものとしていわゆる普通財産として管理していきます。普通財産というのは、結局まだ具体的に使用する目的が定まっていない、まだ検討する余地があるので、普通財産として管理していくとなります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

仮にこの件で議決になったという場合、一年間は一応段取りといたしますか、これからの使用とか様々な問題が検討さ

れると思うんですけれども、仮に議決になった場合、当然あの解体した部分とか、それからグラウンド、敷地内ですよ。敷地内の管理、草がおがったり様々なものが出てくると思うんですけれども、その管理はどうなんですか、これ。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。四月一日に町の所有となった以上、その管理も含めて全て町が管理するということになります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

相馬さんももっと聞いてくれればいいんですけれども、その管理の問題ですけれども、いずれにしてもグラウンドだとかは、そして桜の名所でもありますけれども、私に言わせればあまり切らないでほしいなと思いますけれども、いずれにしてもいわゆるグラウンドだとかあるいは解体した跡だとか、そういうのを管理するのをどこにやるかというのを早急に決めてもらわないと、草は五月になったらぼんぼとおがってくるということでもあるので、その辺をどうするかということが一つです。相馬さんが聞いているのを似たようなことなんですけれども。

もう一点は、経営戦略課といって何でも経営戦略課に仕事が余計過ぎるんじゃないかと私は思っているんです。それで、この前の一般質問に対しては教育委員会が答えたりしていたんですけれども、体育館だとかについて。普通財産になったと。じゃあ、これについて聞かれば、言われればというか、校舎の一階どうするんだとか、二階どうするんだとかということを聞かれば、どの課がこの藤崎校舎を所管する、担当するとか、そういうお考えなのかどうか。

四月一日辞令なのかもしれないけれども、どの課が担当するのかということについてはどうでしょうか。町長でいいです。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

私がお答えしてもよろしいですか。（「よろしいです」の声あり）今までずっと窓口は経営戦略課でやってきたわけですし、普通財産になっても経営戦略課の中でいろいろ管理はするということでございます。

しかしながら、それこそ議員のご指摘もありましたとおり、多くの町民から意見を聞く聴取の機会も恐らく五月の連休明けのあたりにはしたいと思っています。あるいは、四月からはホームページ等でその十三人の検討委員会が五回たたいた素案を公表して、また多くの意見を聞きたいと、そう思っているところでございます。

所管は経営戦略課になりますけれども、今後の利活用のいわゆる担当課の窓口は経営戦略課で間違いなし、管理も間違いありません。しかし、横の連携を取りながら、これは学務課も関わることであり、農政課も関わっていくことでもあります。基本的には窓口は経営戦略課という考え方でおります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

管轄でするのは分かるんですけども、ただ、これから秋までかかってあの建物を当然管理しなければ駄目ですよ。戸を開けたり、窓を開けたり、草を刈ったり。それを役場でやりますよと、経営戦略課でと言うんですけども、果たしてその段取り、要するに草刈るのはどこどこに、町に体協と言えればおかしいけれども、草があるから、草をお金を若干

かけてとにかく草だけ刈ってくれと、様々な方法があるんですけども、それを今から段取りしているのかと。それを一発目聞きたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

スポーツ協会の会長として、非常に将来に向けてのいわゆる利活用も加味しての今の質疑だと、そう思っています。

早急に、今定例会が終わりましたら、今年度はあと半月ございます。次年度に向けて関係横の課を縦断させて協議をして、あくまでも窓口は経営戦略課と。ただ、草を刈ったりするのは、あるいはスポーツ協会に委託するものか、あるいは町の建設課の職員でやれるものか、その辺を鋭意検討して、新年度からは皆さんにご提示できるような形にしたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決します。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第八号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決します。議案九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決します。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十一号令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決します。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十二号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決します。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十三号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決します。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十四号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決します。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十五号令和二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配

付しているとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

次に、令和三年度各会計予算案の議案第十六号から議案第二十一号まで、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑、討論を省略し、採決します。

日程第二十一、議案第十六号令和三年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和三年度一般会計予算、一般会計の総額は六十九億二千六百万円であります。その多くは町民の暮らしや福祉、教育に必要とされる予算であります。予算編成に当たりました担当課の職員あるいはまた関係者に感謝するとともに、評価もしているところであります。町税の減収の中で予算編成もされました。しかしながら、本予算については以下の理由から賛成できません。

一つは、国の施策と連動していることではありますが、国民の暮らしがコロナ禍で大変なときでもあり、消費税一〇%増税に対応した予算であるという理由からであります。期間、期限限定であっても、消費税減税に踏み込むべきではないかという理由からであります。

二つ目は、原子力施設立地対策助成金約二千百万円余の歳入に係ることでもあります。立地自治体にとっては使い勝手のよい予算とされておりますが、原燃からのこれまでのようないわゆる予算のばらまきのような使い道はもう中止し、卒業すべきだと思っております。自然エネルギーの開発促進や原発廃炉に国力の全て、あるいは電力会社も含めて国力の全てをあてがっていく方向に切り替えるべきだという理由からであります。

三つ目は、実業高校藤崎校舎活用計画の策定業務委託料として四百五十万円ほど計上されておりますが、身の丈に合った必要事業の厳選、決断こそ大事でもあり、一旦立ち止まって精査すべきではないかという理由からであります。

四つ目は、新型コロナ対策が依然として必要な状態が続いております。ワクチン接種に積極的に取り組むことは評価するところではありますが、少なくとも新型コロナと向き合う生活が続くわけでありますので、唾液によるPCR検査や、あるいは抗原検査等の定期的接種を病院、介護施設、保育園等で積極的に行う方策や予算が見られないということであります。少なくともやりたいという、やってもいいという施設に対しては助成する方向をはっきり示すべきではないかということです。また、国保税における均等割り負担の軽減や、介護保険における利用者負担軽減の措置をさらに拡充すべきであるという理由からであります。

以上の理由から、令和三年度一般会計予算に賛成できません。以上です。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに。阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

令和三年度予算に賛成するものであります。

新型コロナウイルスのワクチン接種に万全を期すことが最も重要である状況下でありながらも、新年度に向けた行政課題に的確に対応した予算編成は評価できるものであります。

一つには、若者移住住まいづくり補助金を継続し、また新たに結婚・新生活支援事業を予算化するなど、人口減少、定住対策に積極的に取り組んでいるほか、令和二年度の経験を生かし、国際感覚を身につけた人材を育成するためのウェブによる中学生の国際交流事業を実施するなど、未来を創造する人材を育成するための予算を確保していることでもあります。

また、旧弘前実業高校藤崎校舎の利活用についてより効果的に事業を展開するための基本計画等策定業務委託料を計上し、地方創生推進交付金を活用した活力あるまちづくり事業にも引き続き取り組んでいく姿勢であること、さらには特定健診、生活習慣病予防事業など町民の健康づくりに十分配慮し、自粛の続いた藤崎秋まつりなど各種イベント費にも今年度改めて予算計上するなど、このコロナ禍にあっても町民に元気を与える予算編成となっていることから、本案に賛成するものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十六号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

換気及び消毒のため休憩いたします。再開時刻は午前十一時十分といたします。

休 憩 午前十一時

再 開 午前十一時十一分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

先ほどの答弁でちょっと私の早とちりがありましたので、おわび申し上げて訂正したいと思います。

令和三年度からのいわゆる藤崎町の議案で上がっていますけれども、可決になりました。県でも今最終予算議会が二十二日あたりまで続くようでございますけれども、弘前実業高校の藤崎校舎の贈与について県議会でも審議されているところでございます。それを経た後、三月中には正式な締結があるかと思えます。よって、四月からは一般財産になりますので、管理そのものの担当は財政課の管財係になります。ただ、今後に向けての運用の仕方の議論の窓口は経営戦略課ということで訂正させていただきます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

日程第二十二、議案第十七号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第十八号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十九号令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第二十号令和三年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

令和三年度水道事業会計予算について、その中で特にその収益的収入及び支出予定額三億七千九百万円余について異議がありますので、討論いたします。

水道事業会計は、長年にわたって健全会計を維持してまいりました。担当課職員の努力とともに、何よりも健全会計の土台となっているのは県内、そして県外に比べて高い水道料金を水道利用者が負担してきたことによるものであります。今年度より企業団による責任水量の見直しなどにより、受水費が約七百万円ほど減額されております。したがって、メーター使用料などの廃止あるいはまた軽減などの措置を取り、利用者負担の軽減に充ててしかるべきではないかと思えます。よって、本水道事業会計に賛成できないものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上道人議員。

○二番（三上道人君）

町水道事業は、地域住民の生活に必要なインフラ事業として、令和三年度も様々な建設改良事業を予定しており、またその経営状態については毎年度純利益を計上し、安定的な経営を行っているところであります。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は、上水道管の老朽化に伴う水道インフラの更新や災害などに対する危機管理体制の強化、人口減少に伴う給水収益の減少や技術の継承など、大変厳しいものになっております。

そのような中、令和三年度水道事業会計予算は、そのような厳しい環境を踏まえ、今後の事業の安定的な経営を持続可能にするために必要不可欠な予算となっております。

以上のことから、令和三年度藤崎町水道事業会計予算に賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第二十号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第二十一号令和三年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、陳情第四号最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第四号は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第二十八、陳情第五号学校給食の無償化を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

これで異議あるの。異議あるんでしょう。（「異議ある」「採択」の声あり）これ、採択だ。いいの。

暫時休憩します。

休 憩 午前十一時十八分

再 開 午前十一時十八分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

異議なしと認めます。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第五号は、委員長の報告のとおり採決とすることに決定いたしました。

調整のため、暫時休憩します。

休 憩 午前十一時十九分

再 開 午前十一時二十一分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、陳情第五号が採択されたことから議案の追加提出がございましたので、事務局から配付されたと思います。

賛同議員により提出された意見書案を発議第一号として日程を追加し、日程第二十八の一として議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は日程第二十八の一として追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

日程第二十八の一、発議第一号を議題とします。

これから発議第一号を採決します。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に一任お願いします。

日程第二十九、議会広報特別委員会設置の件を議題とします。

藤崎町議会では、信頼される開かれた議会の実現を目指し、議会運営に関する情報を町民に広く周知するため、議員

六名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議員任期満了まで閉会中の継続審査とすることといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本件について議員六名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議員任期満了まで閉会中の継続審査とすることに決定します。

お諮りします。ただいま設置された議会広報特別委員会の委員の任命について、委員会条例第八条第四項の規定により、石澤貴幸議員、三上道人議員、阿部祐己議員、五十嵐 忍議員、奈良完治議員、浅利直志議員、以上六名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員六名を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。議会広報委員会は次の休憩中に組織会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を本職に報告願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前十一時二十三分

再 開 午前十一時三十三分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。議会広報特別委員会委員長に浅利直志委員、副委員長に五十嵐 忍委員が互選されました。

日程第三十、議会改革特別委員会報告を行います。議会改革特別委員会から中間報告をお願いします。議会特別委員会、奈良岡文英委員長。（「登壇」の声あり）登壇をお願いします。

○議会改革特別委員長（奈良岡文英君）

それでは、議会改革特別委員会中間報告をいたします。

令和二年九月十日に設置された議会改革特別委員会について、積極的に情報公開や情報共有の推進に取り組み、町民に寄り添い、親しまれる議会運営に努めることを目的とし、今まで四回の会議が開催され、その概要について具体的な取組事項が決まりましたので、中間報告としてご報告いたします。

検討事項としては、広報広聴に関すること、常任委員会の活性化に関すること、ICTの活用に関すること、議会基本条例に関すること、議員報酬・議員定数に関することを協議することと決めましたが、これ以外についても本特別委員会で協議していきたいと思えます。

議会広報については、先ほど委員六名で組織する議会広報特別委員会を設置いたしました。年二回の議会だよりの発行並びに町民と語る会などの実施を付託するものであります。

常任委員会の活性化については、閉会中に一回以上の委員会開催を目指すこととしました。

ICTの活用については、先般緊急対策用で配付されたタブレット端末を活用したもので、具体的には今後協議することとしました。

今後の協議については、タブレット端末の活用、議会基本条例、議員報酬・議員定数等の予定ですが、引き続き「信

頼される開かれた議会」の実現を目指し、協議を続けていきたいと思います。

以上、議会改革特別委員会の中間報告としてご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

日程第三十一、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会、奈良岡文英委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

総務産業常任委員会報告をいたします。

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月十八日、常任委員会を開催し、「道路」、「町営住宅」、「都市計画」及び「公園」に関すること」の中の町営住宅について集中審議し、平屋の亀田団地を現地視察いたしました。

町営住宅は昭和四十八年から昭和四十九年の建物が多く、建設後四十七年も経過し、老朽化が進んでいる団地もあることから、公営住宅等長寿命化計画を策定し、これに基づき維持管理や用途廃止を行うこととしています。

今回、長寿命化計画の中で用途廃止となっている西田第二団地について、九棟あるうちの五棟が空き家で、四棟が入居住宅となっています。令和六年度に全棟一括で解体する計画であり、入居者の移転先の聞き取りを行っている町としては、移転先を平屋の亀田団地を予定しているが、多額の改修費用が生じるとのことでした。そこで、亀田団地を視察し確認したところ、部屋によってはまちまちであるが、多少の修繕で入居可能な部屋もあるので、ぜひ西田第二団地の入居者に移転していただき、西田第二団地の跡地を有効活用するよう要望いたします。

そのほか、総務課長より「コロナ関連」の報告、及び建設課長より「アスベストに関する基礎知識について」及び「融雪溝の町内会管理についての中間報告について」の報告を受けました。

以上、総務産業常任委員会からの報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。民生教育常任委員長、藤林公正委員長。

○民生教育常任委員長（藤林公正君）

民生教育常任委員会から報告いたします。

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月十六日、常任委員会を開催し、「ふれあいずーむ館の整備等について」集中審議し、現在施工中のトイレ改修工事現場、来年度以降に整備される駐車場、また建物の修繕が必要な箇所などを視察いたしました。

ふれあいずーむ館は平成十一年に建設され、二十一年経過しており、また災害時の二次避難所ともなっているため、改修工事が必要な時期に来ていると思われれます。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源に、和式から洋式トイレに変えるトイレ改修工事や、図書消毒器の購入等が行われました。

また、駐車場の整備は、空き家の解体工事は完了し、設計業務については既に発注済みで、年度内に完成する予定だとのことです。駐車場整備の概要は、駐車スペースを確保することと、藤小児童が安全に学童クラブに通うための新たな専用道路を設けるものであるとのことでした。

施設の故障および修繕が必要な箇所については来年度調査し、まとめて修繕するとのことでしたが、現場を視察してみると、天井の雨漏りの跡や地下の水たまり、事務室のストーブ故障など、早急に対応しなければならないものばかりですので、早めに調査修繕していただきたいと要望いたします。

民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第三十二、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十三、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、議会改革特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終わりました。

これによって本日の会議を閉じます。

よって、令和三年第一回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十四分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 三 上 道 人

署名議員 阿 部 祐 己

署名議員 五 十 嵐 忍